

平成22年10月7日

厚生労働省医政局

局長 大谷 泰夫 殿

一般社団法人 日本看護系大学協議会

役員会（理事・監事）

高等教育行政対策委員会

保健師及び助産師教育について（意見書）

「看護教育の内容と方法に関する検討会」に向けて、下記の事項について意見を提出いたします。

1. 「看護教育の内容と方法に関する検討会」における決定プロセスについて

平成22年10月4日に厚生労働省にて開催された「第6回看護教育の内容と方法に関する検討会」では、保健師教育と助産師教育について審議されました。そのなかで、「卒業時の到達目標と到達度（案）」と「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の別表1、別表2の改正案が出されました。日本看護系大学協議会においては、平成22年9月9日に厚生労働省と文部科学省に対して大学教育の観点から、教育内容の単位数の上限を26単位にすることを要望してきましたが、検討会席上では保健師教育、助産師教育とも28単位と決定されました。特に保健師教育においてはワーキンググループ案として提示された26単位あるいは27単位の案が尊重されず、助産師教育と同じ28単位に揃えることとされるなど、今回の決定のプロセスは拙速で教育内容を踏まえた議論でなかったことは大変遺憾なことです。日本看護系大学協議会としては、教育内容に関するこの決定のプロセスに教育を担う看護系大学の意向を反映していただくことを強く要望いたします。また、保健師教育の教育内容においては「地域看護学」から「公衆衛生看護学」へ変更されています。これは、看護学の学問体系に関わる重要なことですが、看護系大学や関連学会と協議することなく決定されたことも大きな問題です。

2. 学士課程における保健師及び助産師教育の在り方について

看護系大学においては、看護師・保健師・助産師の共通基盤となる看護学を統合して教育することで、視野の広い有能な看護師、保健師、助産師を育成してきました。その中で、効率的・効果的に教育を展開する方法で成果を出してきました。今後とも、複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合は、柔軟に統合的な教育課程を編成していくことが、看護学士課程においては必要であると考えます。また、現場に求められる実践能力の育成については、卒後研修と合わせて検討されるべきで、基礎教育に求める教育内容および教育時間数の増加には慎重な検討が必要です。

一般社団法人 日本看護系大学協議会

代表理事・高等教育行政対策委員会委員長	中山洋子（福島県立医科大学看護学教授）
理事・高等教育行政対策委員会副委員長	野嶋佐由美（高知女子大学看護学部長）
理事・高等教育行政対策委員会委員	高橋真理（北里大学看護学部長）
理事・高等教育行政対策委員会委員	正木治恵（千葉大学看護学部長）
理事	小泉美佐子（群馬大学医学部保健学科教授）
理事	田村やよひ（国立看護大学校長）
理事	片田範子（兵庫県立大学看護学部長）
理事	リボウィッツよし子（青森県立保健大学学長）
理事	太田喜久子（慶應義塾大学看護医療学部長）
監事	小島操子（聖隷クリストファー大学学長）
監事	濱田悦子（日本赤十字大学学長）
高等教育行政対策委員会委員	南 裕子（近大姫路大学学長）
高等教育行政対策委員会委員	佐藤禮子（兵庫医療大学副学長）